

「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」 制作業務 プロポーザル募集要項

1 本要項の目的

本要項は、「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」制作業務の最も適した委託先を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」制作業務

(2) 業務の目的

将来のまちづくりを担う子どもたちが、函館の良い所、悪い所などまちの現状を直視するとともに、函館の歴史や魅力、先人達の気概などを学校で学ぶことができる「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」を制作する。

(3) 制作期間

契約日から平成31年2月28日

3 委託料の上限額について

9,720千円（消費税および地方消費税相当額を含む）を上限とする。

4 応募資格

応募者またはその構成員となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 プロポーザルの日程

募集要項の公開	平成30年2月15日（木）から
参加表明書の提出	平成30年2月23日（金）まで
質問書の受付	平成30年3月 2日（金）まで
応募申込書等の提出	平成30年3月 9日（金）まで
ヒアリング審査	平成30年3月22日（木）
受託候補者の決定	平成30年3月下旬

6 応募手続きについて

(1) 事務局

函館市企画部計画推進室政策推進課

住所：〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3626（直通）

電子メール：seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

(2) 提出書類および提出期限について

提出期限	提出書類	提出部数
平成30年2月23日（金）	参加表明書（様式1）	1部
平成30年3月2日（金）	質問書（様式2）	1部
平成30年3月9日（金）	応募申込書（様式3）	1部
	企画提案書	正本1部，副本8部
	見積書	
	誓約書（様式4）	1部

(3) 募集要項の公開

ア 公開日

平成30年2月15日（木）

イ 公開方法

函館市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/seisaku/>

(4) 参加表明書の提出

ア 提出期限

平成30年2月23日（金）午後5時30分までに必着

イ 提出方法

事務局に，電子メール，持参，郵送のいずれかで提出。

(5) 質問書の提出

ア 提出期限

平成30年3月2日（金）午後5時30分まで

イ 提出方法

事務局に、質問書（様式2）により電子メールで提出すること。電話等口頭による質問は、原則受け付けないので留意すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答の内容は、本募集要項の追加または修正とみなす。

(6) 応募申込書等の提出

ア 提出期限

平成30年3月9日（金）午後5時30分までに必着

イ 提出方法

事務局に、持参または郵送

なお、郵送の場合は、配達日数等に考慮し、期限まで確実に到着するように留意すること。

7 企画提案書等の内容について

応募者は、本業務の実施について、「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」制作業務仕様および企画提案書作成要領（別紙）により作成すること。

8 審査について

(1) 受託候補者の選定方法

本事業に対する応募があった場合は、市が設置する審査委員会で企画提案書等を総合的に審査し、審査基準の合計点数が最も高い者を受託候補者として市に推薦する。ただし、最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により受託候補者を決定する。なお、合計点数が最低基準点（全体の6割）に満たないときは受託候補者として推薦しない。

(2) 審査委員会の設置

本件業務プロポーザルに係る審査は、次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施する。

- ・学識経験者
- ・函館市職員

(3) 第一次審査（書類審査）

提出書類により第一次審査を実施する。

ア 審査委員会は、提出書類を審査したうえ、第二次審査参加者を選考する。

イ 第一次審査通過の提案は5件程度とし、応募件数が5件程度の場合は、第一次審査を省略する。

(4) 第二次審査（ヒアリング審査）

第二次審査は、第一次審査を通過した者からの提出書類について、ヒアリングによる審査を実施し、受託候補者を選定する。

ア 出席者は、一応募者あたり3名までとする。

イ ヒアリング審査は、一応募者あたり30分（説明20分（パワーポイントの使用可能）、質疑10分）を予定する。

ウ ヒアリング審査の実施詳細は、第一次審査通過者に別途通知する。

エ ヒアリング審査および提出書類を総合的に勘案して審査する。なお、応募者が1者の場合にも、第二次審査を実施する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全参加者に対して書面で通知する。なお、選定経過については公表しない。また、選定結果に対しての異議申し立ては受付しない。

(6) 審査基準

審査項目および配点は次のとおりとする（各委員100点満点）。

- | | |
|-------------------|-----|
| ア 企画提案の内容について | 70点 |
| イ 過去の類似業務取扱実績について | 10点 |
| ウ 業務実施の実現性について | 10点 |
| エ 見積価格について | 10点 |

9 契約について

市は、受託候補者として決定した者と詳細な交渉の上、所定の手続きにより委託契約する。ただし、この受託候補者と委託契約することが不可能となった場合には、次点者を受託候補者とみなし、交渉の上、所定の手続きにより委託契約する。なお、交渉においては、当初の提案内容について変更することを求める場合もある。

10 注意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書および関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、企画立案、映像制作および消耗品（記録媒体）、納入までの一切の経費を含むこと。
- (4) 本業務を遂行する上で必要となる著作権等について必要となる手続き等がある場合には、当該手続き等は受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用は全て委託料に含むこと。
- (5) 本業務の受託候補者の選定について、平成30年度予算が可決されず、本業務映像制作予算が確保できない場合は、選定を無効とする。

「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」
制作業務 仕様および企画提案書作成要領

1 企画提案の内容について

企画提案書は、下記の項目を参考に作成すること。

(1) 業務の目的

将来のまちづくりを担う子どもたちが、函館の良い所、悪い所などまちの現状を直視するとともに、函館の歴史や魅力、先人達の気概などを学校で学ぶことができる「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」を制作する。

(2) 映像の活用対象

小学校3・4年生の社会科の教材

- | | |
|---|-----------------------------------|
| { | ・小学校5・6年生の総合学習や小学校の道德の教材としての活用も想定 |
| | ・観光PR等のシティプロモーションとしての活用も想定 |

(3) 制作のポイント

- ・先人たちの気概を次世代に継承し、子どもたちのやる気を引き起こさせる内容とすること。
- ・函館の良い所だけでなく悪い所もあわせて伝え、問題提起できる内容とすること。
- ・「函館の宝」である函館の歴史や魅力、産業を正しく認識でき、その宝を切り口にオムニバス形式で制作すること。
- ・学習指導要領や副読本「わたしたちの函館」に沿うこと。
- ・子どもたちの心を引き付ける映像やクイズ形式を用いるなど子どもたちに興味を持たせる工夫をすること。
- ・小学校の授業での活用をメインとしつつも、シティプロモーションとしても活用できる内容とすること。

(4) 制作する映像の時間

1 タイトルあたり5分程度（オムニバス形式で5タイトル）

(5) 想定しているコンテンツ（タイトル例）

- ・「わたしたちの住むまち 函館」
- ・「函館のシンボル 函館山・夜景」
- ・「街を結ぶ市民の足 市電」
- ・「函館の味覚 イカ」
- ・「昆布の最高峰 函館コンブ」
- ・「縄文遺跡と国宝」
- ・「開港～外国との交流が生んだ坂の街 西部地区（教会・寺・神社）」

- ・「維新と五稜郭 歴史の転換点」
- ・「水とともに歩む函館のまち 黄色い消火栓」
- ・「大火と復興 港まつり」
- ・「港町函館の象徴 函館どつく」
- ・「空港・新幹線・フェリー・高速道路 ～繋がる～」
- ・「海産物・市場 函館の食」
- ・「歴史・文化・自然・温泉 宝を活かす街づくり」
- ・「函館の礎を築いた先人たち」 など

(6) 映像内容のキーワード等 (例)

【歴史】

- ・函館の起りから現在に至るまでの主な出来事を追い今の函館の姿
- ・豊かな自然により発展した「縄文」
- ・他都市とのつながりもある「昆布の歴史」
- ・函館にいち早く入ってきた文化として「外国との交流」
- ・大きな災害から何度も立ち上がってきた「大火と復興」
- ・観光的にもメインコンテンツになる「函館山・五稜郭」

【人物】

- ・「高田屋嘉兵衛」, 「武田斐三郎」, 「相馬哲平」, 「高松凌雲」
「函館四天王」(今井市右衛門, 平田文右衛門, 平塚時蔵, 渡邊熊四郎) など

【産業】

- ・歴史の流れに関わる産業の推移
- ・「北洋漁業」「造船」「連絡船」「観光」
- ・子供たちが将来函館で生活するうえでの「産業」
- ・将来：プログラミング, 英語 (国際化)

【芸術・文化】

- ・「港まつり」の始まった経緯, 伝承・発展させてきた方の思い
- ・子供たちにも非常に身近な「いか踊り」
- ・「五稜郭祭」「クリスマスファンタジー」

【函館の魅力】

- ・北方の守りとして造られた歴史的遺産の「五稜郭」
- ・函館の魅力ある「坂のある景色」
- ・函館の発展の歴史の中で生まれた「上下和洋折衷の住宅」
- ・宗教争いがなかった「4つの教会」と「東本願寺などの寺院」
- ・電車, 摩周丸の汽笛, ガンガン寺の鐘などの「音」
- ・函館のNo.1をまとめる

【函館の課題等】

- ・人口減少が続いている状況
- ・地域経済の活性化 など

(7) 成果品

制作した映像は、函館市ホームページおよびインターネット動画共有サービスにアップロードするとともに、市内各小学校にDVDとして配付することを想定している。

- ・映像データ用DVD 150枚
- ・再生用DVD 150枚

2 企画提案書の体裁と内容

(1) 企画提案書

本仕様書に基づき、理解しやすい内容で作成すること。

提案書の用紙はA4判横（30枚以内）、横書き、左綴じ（クリップ止め可）とすること。

(2) 会社の概要および類似事業の実績について

会社概要および類似事業の事業名、発注者、事業年度、事業概要について示すこと。

(3) 業務実施の実現性について

人員配置、人材、業務体制および作業工程、作業内容、業務スケジュールについて示すこと。

(4) 見積書について

ア 仕様書に記載した各業務の必要な工程ごとに、可能な限り詳細に記載すること。

イ 内訳は税抜で記載し、消費税および地方消費税額と税込金額を記載すること。

ウ 件名は「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」制作業務委託料とすること。

エ あて先は「函館市長 工藤壽樹」とすること。

オ 団体名、代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。